

1 外来植物の特徴

外来植物には、農業、園芸、緑化などの目的で利用され意図的に我が国に持ち込まれているものが多数あるとともに、家畜用飼料等の輸入に伴い非意図的に導入される場合も多い。

観賞目的で栽培された水草等が逸出や放棄により野外で増加し、希少な植物の生育地で増加する例が見られているが、輸入や流通に係る規制措置等の特段の対処はされていない。

植物の種数は多く、外来植物について、これまでに我が国に持ち込まれている種の全貌は明らかではない。

意図的に持ち込まれている外来植物について、流通量、栽培者数等について、その実態が明らかでないものが多い。

2 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があることから、既存の科学的知見を最大限活用することとともに、法の趣旨及び執行体制を勘案し、指定による法規制の効果を十分に検討することとする。

科学的知見が十分ではないとされるものについても、生態系等への影響が文献等で指摘されている場合には、被害の予防の観点から、当該植物を利用する関係者に対し、管理されている施設や場所以外に逸出、遺棄しないようにするなど取扱いに際して注意を喚起するとともに、引き続き科学的知見の充実に努める必要のある生物として扱うことを検討するものとする。

外来植物は、その利用形態、導入のされ方に応じて下記のとおり（1）～（4）のグループに分け、グループ毎に生態系等に係る影響を評価する仕組みを構築しつつ、早急に規制を検討する必要があるものから優先的に選定作業を進めることが必要である。

（1）水草

日本に輸入される水草の種類は年々増加傾向にあり、観賞目的で栽培された水草が逸出や放棄により野外で増加し、希少な植物の生育地で増加する例が見られている。水草は他の植物と比較して、水を媒介に短期間で広範囲に広がる傾向があるとともに、多様な栄養繁殖手段が発達しているため、増加の速度が速いことが特徴である。

水草については、観賞用として輸入や売買がなされている場合が多いことから、法律に基づき規制を行うことが、生態系等への影響を防止する上で効果的である（第1陣の選定作業に際しての水草に係る留意点は別紙のとおり）。

（2）水草以外の園芸植物

水草と同様、数多くの園芸植物が輸入されているが、現状では、定着して悪影響を及ぼす種類は限られており、定着しても、長期間にわたって群落を維持することがない種も多い。

一方、今後、侵略的な外来植物が導入されないとも限らないことから、それらについて、生態系等に係る被害の観点から、影響を評価する仕組みを構築することが

課題である。

(3) 緑化植物

工事法面の早期緑化などに用いられてきた外来の緑化植物が、在来の植物相に影響を与えていることが指摘されている。

現状では外来植物に替わって地域性に配慮した在来植物を緑化に活用することは、経済性等の観点から難しく、直ちに緑化用植物の輸入や使用を規制することは容易でない状況にある。このため、中央環境審議会外来生物小委員会の委員長談話にあるとおり、総合的な取組を進める必要がある。

(参考)「中央環境審議会外来生物対策小委員会岩槻委員長談話」抜粋

「地域に特有の生物多様性を保全する必要がある地域において緑化植物を用いる場合には、単に外来植物の利用を避けることだけに注目するのではなく、在来種と同種の外国産植物の利用に起因する遺伝的攪乱のおそれにも留意するため、地域の生物多様性の現状に応じて総合的な緑化対策のあり方を検討し、実施していくことが必要と考えます。」

(4) 雑草

世界の雑草として約 4,000 種以上があげられており、これらのうち特に農耕地雑草は世界的にみると 1,600 種内外とされ、植物相への影響が指摘されている。

雑草は、家畜用資料等の輸入に伴い非意図的に導入されるケースがほとんどであるため、目的や行為を特定してその取扱いを管理する規制になじむものではない。非意図的に導入される場合について、生態系等に係る被害の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するかが課題である。

別紙) 水草に係る留意点

1. 日本の水草の多様性と希少性

日本には、狭義の水草(抽水(挺水)植物、浮葉植物、沈水植物、浮遊(浮漂)植物に分類される)は200種あまり。広義の水草(湿地や湿原に生育する湿生植まで含む)は400種近くあり、流水域(河川や用水路)、止水域(湖沼、池沼、ため池、水田)からなる様々な水環境が多様な水草の生育を可能にしている。

なお、我が国の農村においては、水稲作の営みにより、浅い水面を持つ湿地が形成・維持され、水田のほか、用水路やため池といった多様な水辺環境が有機的に連携し多様性に富んだ生態系が形成されてきたことから、そうした過程で育まれてきた多様な水草を保護することは、日本の生物多様性を保全する上で重要である。

水草が生育できる環境は、水深や水質に規定されている。そうした環境は、水田の減少や土地の改変、水質汚濁等により少なくなってしまう、水草の多くが絶滅危惧種になってしまったため、絶滅の危機に瀕している水草として、50種近くがあげられている。

2. 外来水草の特性

限られた環境に生育する絶滅危惧種の水草にとって外来水草の侵入は致命的である。水草は他の植物と比較して、以下のような特性を有しており水を媒介に短期間で広範囲に広がり増加する傾向がある。

植物体の断片(切れ藻)から不定根を出して別の場所に定着する。

地下茎や走出枝によって増殖する。

形態的・生理的に特殊化した部分(塊茎や鱗茎、胎生芽、殖芽)が、越冬や栄養繁殖の手段となる。

特に、希少な水草の生育地、保全の必要性の高い高層湿原の池沼や地域固有の生物相が確保されている湖沼等に導入されると生態系に大きな被害が生じることが考えられる。

3. 利用の現状

水草は、観賞用に大量に輸入され、多数の販売業者から不特定の利用者が購入・栽培しているのが現状である。利用者としては、研究機関、水族館のような専門機関だけでなく、一般家庭、小学校等多岐にわたり、栽培状況を把握することが極めて困難なものもある。

4. 選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があるため、上記の状況を勘案し、水草の中でも特に、分類・生態・被害等に関する既存の知見の集積があるもの、希少種の生育地や保全の必要性の高い生態系に被害を及ぼすもの、規制による管理を行うことが効果的と考えられるもの、現在分布拡大の初期段階にあり、すでに広域に拡がってしまったものに比べより有効な対策を立てられるもの、を選定することとする。

なお、被害に係る指摘はあるものの、広範に販売、栽培等がなされ直ちに規制をかけることが容易でない状況にあるものについては、その扱いについての情報を別途整理することとする。